

金融機関のデジタル化とポスタル・バンキング —アメリカにおける金融包摂の動き—



西南学院大学商学部准教授 高山 浩二

～要旨～

金融自由化後、金融機関の競争が激化したアメリカでは、銀行が小口の利用者に高い手数料等を課すようになり、銀行に口座を持っていない人々や銀行以外の業者が提供する金融サービスを利用する人々が一定数存在するようになった。

フィンテック企業による銀行免許の取得は、彼らによる生き残りを図る動きであると同時に、そうした人々に安価な金融サービスを提供する金融包摂という社会的意義もある。一方で、デジタル化の圧力は、銀行の支店数の減少といった新たな問題を生み出している。こうした状況を踏まえて、郵便局が扱う金融サービスの範囲を広げ、金融包摂の拠点にしようというポスタル・バンキングが一部で支持されるようになっており、既存の金融機関が懸念を強めている。

この一連の動きは、金融自由化後のアメリカ金融システムが抱える問題を浮き彫りにすると同時に、既存の金融機関がデジタル化だけでなく金融包摂の圧力にも直面していることを示している。

1 はじめに

金融 (Finance) と技術 (Technology) を組み合わせた造語であるフィンテックという言葉は、すでに社会に広く浸透している。金融の世界で急速に進むデジタル化は、金融サービスの提供にかかる費用を低下させると同時に、伝統的な金融機関以外にも金融サービス提供の道を開くものである。

フィンテック企業は、デジタル技術を活用することで、これまで既存の金融機関の金融サービスを利用できなかった人々に対して、安価な金融サービスを直接、提供する存在と考えられている。ここに、「金融のイノベーションがもたら

している重要な側面のひとつが、金融包摂の進展である」(Beck, 2020, p. 1) といわれる理由がある。

一方、既存の金融機関も、フィンテック企業を買収したり提携したりする等して、デジタル化に対応しようとしている。その過程で、デジタル化に伴う問題が顕在化しつつある。銀行口座を持つことが比較的容易な日本では、金融包摂が自国の問題として語られることは少ない。しかし、2019年に日本で開催されたG20において「高齢化と金融包摂」が議題となる等、日本でも金融包摂が課題として認識されつつある。

すでにアメリカでは、金融の世界におけるデ

デジタル化が生み出す問題についての分析や対策が議論され始めている。その中では、全米に数多く存在する郵便局を金融包摂の拠点にしようというポストアル・バンキングをめぐる議論も行われている。本稿では、アメリカにおけるフィンテック企業の銀行免許取得やポストアル・バンキングに関する議論の考察を通じて、金融のデジタル化が生み出す問題とフィンテック企業による金融包摂の限界を明らかにする。その上で、既存の金融機関がデジタル化だけでなく金融包摂の圧力にも直面していることを指摘する。

2 フィンテック企業による銀行免許の取得

「銀行業と商業の分離」(separation of banking and commerce)が銀行制度の歴史的原則とされ、異業種の銀行業参入が厳しく制限されてきたアメリカにおいて、近年、一部のフィンテック企業が銀行免許を取得している¹⁾。これまでに、デジタル・バンクのVaro Moneyとマーケットプレイス・レンダラーのLendingClubが通貨監督局(Office of the Comptroller of the Currency;以下、OCC)より国法銀行免許を取得し、モバイル決済のSquareが銀行と同様の業務に従事できるILC(Industrial Laon Companies)免許を取得した²⁾。また、マーケットプレイス・レンダラーのSoFiも国法銀行免許の予備的認可を得て開業に向けた準備を進めている。さらに2021年には、Anchorage Trust Company等、暗号資産カストディアン³⁾の3社がOCCから国法信託銀行免許の予備的認可を得た³⁾。

フィンテックという言葉自体は古くから存在していたといわれているが、それが注目されるようになったのは、2008年の金融危機以後のことである。Imerman and Fabozzi(2020)は、2008年を境にフィンテックの世界で生じた変化について、「技術」「人」「組織」の3つの側面か

ら説明をしている。まず「技術」の面では、AI等に代表される第4次産業革命とよばれるような技術革新が起こった。また「人」の面では、金融危機をきっかけに既存の金融機関に対する人々の不信が高まった。さらに「組織」の面では、既存の金融機関が新しい技術を導入することに後ろ向きであったのに対し、多くのスタートアップを含むテック企業が、利用者に直接、金融サービスを提供するようになった。これら3つの側面で生じた変化が重なり、フィンテックが一気に注目を集めるようになったのである。

金融危機以後、急速に台頭してきたフィンテック企業は、当初、既存の金融機関を代替するディスラプターと位置付けられていた。しかし、実際には多くのフィンテック企業が、既存の金融機関と提携を結んだり買収されたりしている。今回、銀行免許を取得したデジタル・バンクやマーケットプレイス・レンダラーも、これまで銀行と提携することで利用者にサービスを提供してきた。そうした中で、資金調達や提携にかかる費用が高むようになり、一部の比較的規模の大きなフィンテック企業が自ら銀行免許の取得に乗り出したのである。また、暗号資産カストディアンに関しては、連邦レベルの免許を取得することにより、全米での業務展開が可能になるという利点があるが、それ以上に、未だ社会的評価が確立したとはいえない分野にあって、銀行免許を取得することで、お墨付きを得たいとの思惑がある。こうした銀行免許取得の動きは、金融システムの周縁に位置するフィンテック企業が、その中核へと組み込まれることで生き残りを図ろうとするものといえる。

ここで注目すべきは、銀行免許を取得したフィンテック企業が、その主要な目的のひとつとして、金融包摂を掲げていることである。金融包摂とは、「金融排除の対概念で、金融排除を解消

し、適切な金融サービスを人々に提供すること」(小関、2020、p. 6)である。ここでいう「金融排除」には、金融サービスを利用できないようにするというだけでなく、適切な金融サービスを提供しないという意味も含まれている。

金融排除の例として、かつてアメリカでは、金融機関が融資のリスクが高い特定の地域を赤線で囲む、いわゆるレッドライニングが問題となり、1977年に地域再投資法(CRA)が制定されたことはよく知られている⁴⁾。そして近年、アメリカで注目を集めているのが、アンバンクトおよびアンダーバンクトとよばれる人々の存在である⁵⁾。FDIC(2020)は、銀行やクレジット・ユニオンに当座預金もしくは普通預金の口座を誰も持っていない世帯を「アンバンクト」と定義し、2019年にはアメリカの世帯の5.4%がこの状態にあったと推計している。また、FDIC(2018)は、銀行に口座を持つものの、主に次節で取り上げる代替金融サービスとよばれる銀行以外の業者が提供するサービスを利用する世帯を「アンダーバンクト」と定義し、2017年にはアメリカの世帯の18.7%がこの状態にあったとしている。

これまでの各種調査では、アンバンクトに位置づけられる世帯は、一般的に黒人やヒスパニック系が多く、収入や学歴が低いという特徴が指摘されている。一方で、アンダーバンクトに関しては、必ずしも特定の人種や低収入の世帯という訳ではなく、その行動は銀行口座を持つ世帯に類似しているとの指摘もある⁶⁾。また、フィンテック企業の台頭により、銀行以外の業者が提供する金融サービスを利用する機会が増えていることから、アンダーバンクトを定義すること自体に批判もある⁷⁾。なお、FDIC(2020)では、「アンダーバンクト」という言葉は使われていない。

FDIC(2020)によると、銀行口座を持たない理由のうち最も多かったのが、「最低残高を満たすための十分なお金を持ってない」というものであり、次いで「銀行を信用していない」が多かった。その他にも、「プライバシーを守るため」、「口座手数料が高すぎる」、「口座手数料が予測できない」といった理由が上位を占めている。この結果は、アメリカの銀行が、利用者に一定の口座残高や手数料を課しており、その負担に耐えられない人々が、ある程度存在していることを示している。

伝統的な銀行は、物理的な店舗や人員を抱えているため、そこには一定の費用が生じる。他方で、小口の取引は大口の取引と同程度の手間と費用がかかる割に、銀行にとっての利益は少ないとされる。そのため、次節で述べるように、1980年代以降、アメリカの銀行は小口の利用者に対して費用の一部を転嫁するようになった。それが、口座の最低残高や手数料という形で具体化されている。さらに、こうした手数料等の内訳や課されるタイミングが不透明であることが、利用者の銀行に対する不満に拍車をかけている。実際、アンバンクトのうち50.4%は、過去に銀行口座を持っていたことがあると回答しており、銀行が利用者のニーズを十分に満たしていない現状が窺える。

こうした現状を踏まえて、一部のフィンテック企業は、デジタル技術を活用することで、既存の銀行を利用できない、もしくは既存の銀行に対して不満を持つ人々のニーズに応えようとしている。Varo Moneyの創業者であるColin Walshは、利用者に高い手数料を課す既存の銀行を厳しく批判した上で、自分たちは同じサービスを伝統的な銀行よりも、はるかに少ない費用で提供できるとし、「技術を活用することで人々の日々の金銭的な問題を解決する、よりよ

い銀行が世の中に必要」⁸⁾であると述べている。Walsh がいうように、デジタル技術を活用することで、物理的な店舗や人員を最小限に抑えることができるフィンテック企業のビジネスモデルには、手数料等を容易に削減できる費用構造が内在されている。これにより、小口の利用者に対して、安価な金融サービスを提供することが可能になる。フィンテック企業は、銀行免許の取得にあたって、こうした可能性を強調しているのである。

フィンテック企業の動きを規制当局の一部も後押ししている。特に OCC は、2016 年 12 月にフィンテック企業に対して特別目的国法銀行免許を付与する構想を打ち出す等、利用者のニーズを満たすイノベーションを支援する姿勢を鮮明にしている。一方で、OCC が預金を受け入れない金融機関に銀行免許を付与することについては、一部の州の金融当局や銀行法学者等から批判を受け訴訟にもなっている。それでも OCC は、フィンテック企業に対する国法銀行免許の付与が、金融包摂の促進につながるとしている⁹⁾。

以上のように、すべてのアメリカ国民が、銀行のサービスに等しくアクセスできるわけではないという現状にあって、金融危機を境に台頭してきたフィンテック企業は、デジタル技術の活用による金融包摂という社会的役割をも期待されているのである。

3 代替金融サービスと「銀行の砂漠」

前節で述べたように、フィンテック企業による銀行免許取得の動きの背景には、銀行に口座を持ってないアンバンクト、あるいは銀行以外の業者が提供する金融サービスを利用するアンダーバンクトとよばれる人々の存在があった。

銀行が小口の利用者に対して高い手数料等を課すようになったのは、1980 年代以降の金融自

由化がきっかけであるとされている。1960 年代以降の急激なインフレーションにより、デイスインターミディエーションとよばれる事態が深刻化したことから、連邦準備制度理事会 (FRB) は、段階的に預金金利の上限規制を緩和し、1983 年には預金金利規制の完全自由化が実現した。その結果、競争の激化と収益環境の悪化に直面した銀行は、手間と費用のかかる小口の取引に対して、様々な手数料等を課すようになった¹⁰⁾。

そして、こうした手数料等を負担できない利用者は、結果的に銀行のサービスにアクセスすることが困難になった。そうした人々が、銀行の代わりに利用したのが代替金融サービス (Alternative Financial Services; 以下、AFS) とよばれるものであった¹¹⁾。具体的には、マネーオーダー、小切手の換金、国際送金、ペイデイローン、還付金を見越した融資 (refund anticipation loans)、購入選択権つきレンタル (rent-to-own services)、質屋による融資、自動車の所有権を担保とする融資 (auto title loans) 等である。

紙幅の関係上、個々の AFS の特徴については割愛するが、小口の換金や送金、融資等にあたって、時には年利数百パーセントに相当する高い手数料が課されるという特徴がある¹²⁾。この特徴ゆえに AFS は、批判的になることも多いが、銀行に口座を持ってない人々が一定数存在するという現実がある以上、その存在もまた是認せざるを得ない側面がある。AFS が、利用者の金銭的な問題を悪化させるのか、あるいは緩和するのかという、いわゆる「大きな問い」に対する見方の違いは、各州における規制の違いにも表れている¹³⁾。

AFS の利用者の中には、銀行に口座を持つにもかかわらず、あえてそれを利用する人々もいる。アンダーバンクトとよばれる人々である。

彼らが銀行ではなく AFS を利用する理由について、実際に AFS を提供する業者で従業員として働きながらその実態を調査したペンシルバニア大学の Lisa Servon の著書の中では、「彼らが、RiteCheck（小切手換金業者の名前 - 引用者）が地元の銀行よりも安価であることに気づき、その透明性と利便性に価値を見出している」（Servon, 2017, p. 7）という業者の言葉が紹介されている。利用者の一部が AFS の手数料が年利いくらに相当するのかわかっていないという指摘もあるが、AFS が銀行に不満を持つ人々の受け皿となっている事実は否定し難い。

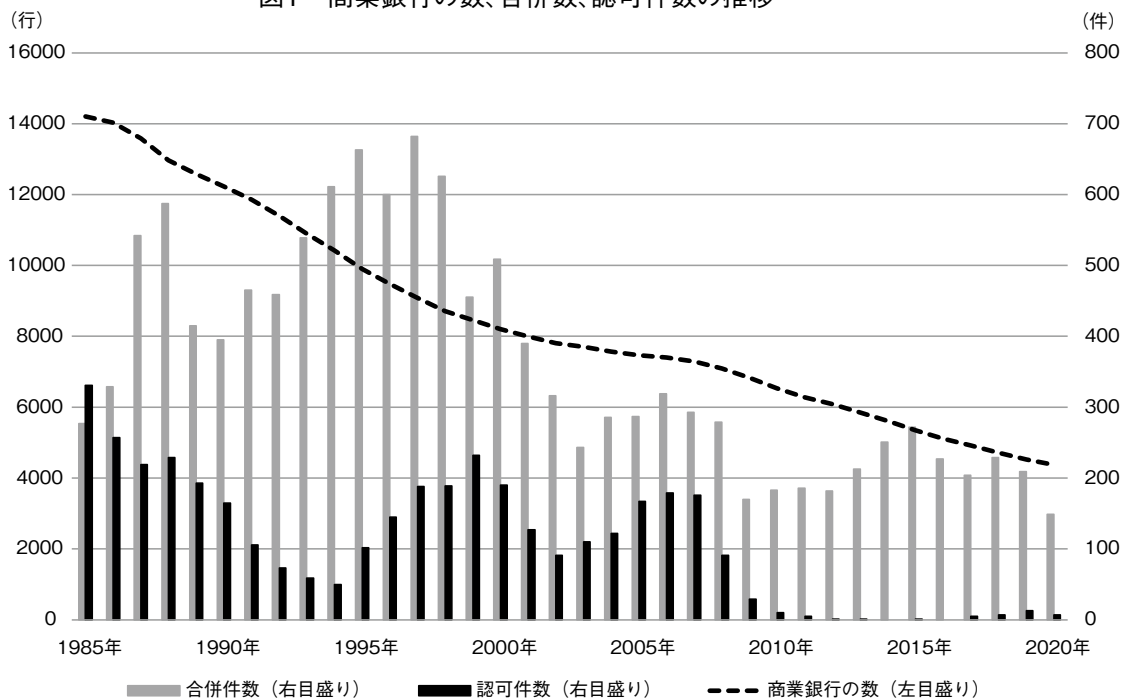
さらに近年、AFS を提供する業者の地理的特性を明らかにしようとする研究が進められており、AFS が利用される理由のひとつとして、「銀行の砂漠」（bank deserts）とよばれる現象の存在が指摘されるようになっている。

1980 年代以降の金融自由化のプロセスにおい

て、アメリカの銀行制度を特徴づけてきた州際業務規制についても緩和が進み、1994 年のリーグル・ニール州際および支店銀行業務効率化法の成立をもって、州際業務規制は事実上、廃止された。そして図 1 にあるように、1980 年代の後半以降、アメリカでは銀行の合併件数が増加し、銀行免許の認可件数を大幅に上回るようになった。特に、2008 年の金融危機以降は、銀行免許の認可件数がゼロの年もあり、その結果、アメリカの銀行数は減少の一途をたどっている。

銀行自体の数が減少する一方で、図 2 にあるように、銀行の支店数については 2009 年まで増加を続けた。しかし、こちらも 2010 年からは減少に転じ、2009 年に 8 万 5,582 あった銀行の支店数は、2020 年には 7 万 4,949 にまで減少している。銀行は、賃貸料や人件費等がかかる物理的な支店、とりわけ収益性の低い支店を閉鎖することで、収益の改善を図ろうとしているとい

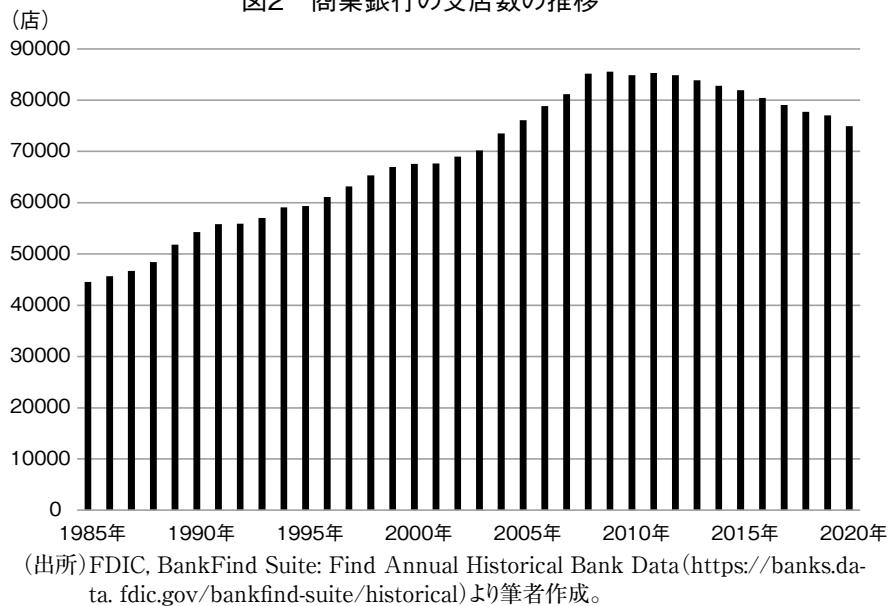
図1 商業銀行の数、合併数、認可件数の推移



(注) 合併数には、破綻に伴う合併は含んでいない。

(出所) FDIC, BankFind Suite: Find Annual Historical Bank Data (<https://banks.data.fdic.gov/bankfind-suite/historical>) より筆者作成。

図2 商業銀行の支店数の推移



われている。そして、インターネット・バンキングやモバイル・バンキングの普及が、こうした動きを後押ししている。現在、あらゆる金融機関がデジタル化の圧力に直面しており、銀行によるこうした圧力への対応が、一方では支店数の減少という形で表れているのである。

支店の閉鎖は、当然、インターネットやスマートフォンを利用しない人々の銀行へのアクセスを制限することにつながる。さらに、銀行の支店の閉鎖が、特定の地域に集中しているという指摘がなされている。銀行の支店が閉鎖された結果、一定の範囲内に銀行の支店が存在しなくなった地域を「銀行の砂漠」という¹⁴⁾。そして、この「銀行の砂漠」は、黒人やヒスパニック系、低所得の人々が多く住む地域、もしくは農村部に多く見られるとされている。こうした地域に立地する銀行の支店の収益性は低いと考えられるため、閉鎖の対象になりやすいということが容易に想像できる。

この「銀行の砂漠」とよばれる地域に、AFSを提供する業者が進出するという仮説を「空間空白仮説」(spatial void hypothesis) といい、

近年、この仮説の検証が進められている。この仮説が正しいとすれば、銀行の支店の閉鎖により生じた金融サービスの空白地帯を、AFSがカバーしているということになるかもしれない。この仮説を支持する研究がある一方で、AFSを提供する業者の多くは、銀行の支店が多い地域に存在しているとして、この仮説を否定する研究もあり、まだ結論には至っていない¹⁵⁾。

このように、デジタル化の進展は、一方では銀行の支店の閉鎖とそれに伴う「銀行の砂漠」とよばれる問題を引き起こしている。前節で述べたように、フィンテック企業には、AFSを利用する人々に対して安価なサービスを提供する金融包摂が期待されている。これはフィンテック企業が、デジタル技術を活用することで、物理的な店舗や人員を最小限に抑えることで初めて可能となる。したがって、フィンテック企業に銀行免許を付与するだけでは、「銀行の砂漠」とよばれるような問題の解決にはつながらない¹⁶⁾。ここに、フィンテック企業による金融包摂の限界がある。

4 ポスタル・バンキング

フィンテック企業に対して金融包摂を期待する声がある一方で、フィンテック企業に対する銀行免許の付与については反対の声も根強い。2021年4月15日には、議会下院の金融サービス委員会において、「銀行業務のイノベーションか、それとも規制の回避か？金融機関の認可に関する最新動向を探る」と題する公聴会が開催された¹⁷⁾。そこで証言者の多くが、フィンテック企業に対する銀行免許の付与について懸念を表明し、そのうち数名が、ポスタル・バンキングによる金融包摂に言及した。

アメリカでは、1910年に創設された郵便貯金制度が1967年に廃止され、現在、アメリカ郵便事業庁（United States Postal Service; 以下、USPS）が扱う金融サービスは、マネーオーダーや外国為替等、ごく一部に限られている。このUSPSに小口の預金の受け入れや融資等を扱う権限を付与し、全米の郵便局を通じてそうしたサービスを提供しようというのがポスタル・バンキングの考え方である¹⁸⁾。この考えは、カリフォルニア大学（現在）の Mehrsa Baradaran らの提唱により学術的関心を集めるようになり、Bernie Sanders や Elizabeth Warren といった民主党の一部の政治家によって支持されるようになった。

ポスタル・バンキングが、金融包摂に有効であるとされるのには、以下のような理由がある。まず、ポスタル・バンキングの代表的提唱者のひとりである Baradaran は、USPS が利益の追求のみを目的とした組織ではない点を随所で強調している。利益の追求のみを目的とする組織でないからこそ、利用者に対して実際の費用だけを請求できるのであって、これは金融包摂を成功させる前提であるとする（Baradaran, 2015, p. 217）。その上で、当局が貧困層のニーズを満たすために、利益の獲得競争にさらされている銀行等を当てにしているのであれば、それは本質を見誤っていると述べている（Baradaran, 2014, p. 174）。

また、全米に3万以上存在する郵便局が、金融包摂の拠点になるとの見方もある。ミシガン大学の研究者らによる7万3,056の国勢統計区を基にした分析では、郵便局が存在する区のうち24%の区にはコミュニティ・バンク¹⁹⁾の支店もクレジット・ユニオンの支店も存在しないという結果が出ている（表1）。デジタル化の進展により、ますます銀行の支店が減少し、「銀行の砂漠」とよばれる問題が深刻になることが予想される中で、その存在が収益に左右されにくい郵便局に、金融包摂の拠点としての役割を期待する声が高まりつつある。

表1 国勢統計区における郵便局とコミュニティ・バンクおよびクレジット・ユニオンの支店の立地状況

	郵便局が存在する (区の数= 2万1649)	郵便局が存在しない (区の数= 5万1407)
コミュニティ・バンクの支店が存在する	31%	10%
コミュニティ・バンクの支店が存在しない	69%	90%
クレジット・ユニオンの支店が存在しない	75%	81%
コミュニティ・バンクの支店もクレジット・ユニオンの支店も存在しない	24%	50%

(出所) Friedline et al. (2021), p. 5 より筆者作成。

一方で、USPSの立場からすると、ポスタル・バンキングには別の狙いもある。それは、USPSが構造的に抱える財務の問題の立て直しである。USPSは、2007年度から2020年度にかけて870億ドルの純損失を計上し、2020年度末時点で1,880億ドルの負債を抱えている。USPSの財務における最大の問題は、2006年に成立した郵便改革法により、退職者医療給付基金に事前の積立を行わなければならないという点にあるが、郵便物の減少とそれに伴う収入の減少という問題も抱えている。GAO(2021)は、現在のUSPSのビジネスモデルは存続不可能であり、現在のままでは、財務を立て直せる可能性は、ほぼないと結論付けている。

これまでにUSPSは、拠点の閉鎖や郵便局の営業時間の短縮といった対策を講じようとしてきているが、議員や組合、地元の住民等の反対に遭遇し、思うように進んでいない。そして、ポスタル・バンキングも、こうしたUSPSの財務の問題への対策のひとつと位置づけられている。2014年にUSPSの監察総監室(Office of Inspector General; 以下、OIG)は、「十分なサービスを受けていない人々に対するノンバンク金融サービスの提供」と題する白書を公表し、仮にAFSを利用するために支払われている手数料や利息の10%が郵便局に支払われるとすると、新たに89億ドルの収入がもたらされるとしている(OIG, 2014, p. 16)。

しかし、こうしたUSPSの姿勢は、先に述べた、利益のみを追求する組織でないということが金融包摂の前提であるとする考え方とは矛盾する可能性がある。Baradaranは、ポスタル・バンキングは郵便局を助けることではなく、あくまで信用へのアクセスを平等にすることが目的であると指摘し、OIGの白書には「『金融サービスの提供が、大きな新しい収入をもたらす可能

性がある』という困った記述がある」(Baradaran, 2014, p. 175)と批判している。さらに、郵便局も閉鎖を迫られているという事実が無視されているといった批判や、新たなサービスに乗り出すことで、収入を上回る費用の負担が生じるといった指摘もある²⁰⁾。

こうした批判を浴びながらも、USPSはポスタル・バンキングの実現に向けた新たな一歩を踏み出した。報道によるとUSPSは、2021年9月13日にワシントンD. C.、バージニア州のフォールズ・チャーチ、ボルチモア、ニューヨーク州のブロンクスにある4つの郵便局において、小切手の換金を試験的に開始した²¹⁾。今回、これら4つの郵便局が受け付ける小切手は、500ドルまでの業務用小切手と給料支払い小切手のみで、現金に換えるのではなく、デビット・カードと同じように使えるギフト・カードを購入するという形になっている²²⁾。そのため、今回の取り組みに関しては、議会から追加の権限を得る必要はないとの理解に基づいている。

このように、今回のUSPSの取り組みは、非常に小さな一歩に過ぎないにもかかわらず、この取り組みに対する反響は大きかった²³⁾。特に、銀行やクレジット・ユニオンは、今回のUSPSの取り組みに対して、かつてWalmartが銀行免許を取得しようとした時と同じような脅威を抱いているようである。The Clearing House Association et al. (2021)において、業界団体が共同でアンバンクの比率が低下してきていることを強調し、新たな枠組みによる金融包摂を批判的に検討していることは、そうした脅威を物語っている。

Philippon (2016)は、アメリカにおける金融仲介1単位当たりの費用は、過去130年間、おおむね2%のままであるとし、情報技術の向上による恩恵が金融サービスの末端利用者に届いて

いないと指摘している。また Maniff and Marsh (2017) は、銀行が今後も新しい技術の導入による費用の削減を利用者に還元する可能性が低いことは、歴史的な経験が示していると述べている。こうした指摘が示唆するのは、利益の獲得競争にさらされている銀行が、自ら進んでその利益を犠牲にしてまで金融包摂に取り組むことはないということである。ただし、アンバンクトもしくはアンダーバンクトとよばれる人々が存在する限り、銀行やクレジット・ユニオンの抱く脅威を現実のものにしようとする動きは今後も続くであろう。既存の金融機関は、デジタル化だけでなく、金融包摂の圧力にも直面している。

5 おわりに

Baradaran (2015) は、「現代のアメリカにおける大きな皮肉のひとつが、お金を持っていない人ほど、それを使うのにお金がかかることである」との文章で始まる。こうした現状は、金融自由化後のアメリカ金融システムの構造変化が、一部の人々の排除を伴うものであったことを意味している。そして、高い手数料を課す AFS が、そうした人々の受け皿になっているという現状がある。

フィンテック企業による銀行免許の取得には、デジタル技術を活用することによって、こうした人々に安価な金融サービスを提供する金融包摂という目的がある。一方で、金融の世界におけるデジタル化の進展は、銀行の支店数の減少とそれに伴う「銀行の砂漠」とよばれる問題を引き起こしており、デジタル技術の活用による金融包摂にも限界がある。この問題は、CRA の制定につながった、かつてのレッドライニングとよばれるような問題とは異なり、アメリカ社会における特殊な問題という訳ではない。デジ

タル化により生じる問題の分析は、国や地域を問わず今後の重要な課題である。

こうした状況を踏まえて、全米に散在する郵便局が扱う金融サービスの範囲を広げ、金融包摂の拠点にしようというポスタル・バンキングが一部で支持されるようになってきている。しかし、この提案の根底に USPS の財務の立て直しという狙いがあるため、その実現による金融包摂には批判的な見方もある。とはいえ、利益の獲得競争にさらされている既存の銀行に金融包摂は期待できないとの見方も強く、金融包摂をめぐる今後の動きが注目される。

本稿で考察したフィンテック企業の銀行免許取得や AFS の存在、ポスタル・バンキングに関する議論は、現代のアメリカ金融システムが抱える問題を浮き彫りにするとともに、商業上の利益追求と金融包摂の両立が、いかに難しい課題であるかということを示している。

【注】

- 1) 本節の記述の一部は高山 (2021) に基づいている。なお本稿では、地名等はカタカナで表記し、組織名や人名については原語で表記する。
- 2) ILC は州法免許の金融機関で、要求払い預金を受け入れることができないという点を除き、銀行とほぼ変わらない。しかし、銀行持株会社法における銀行の定義から除外されているため、非金融企業であっても免許を取得することができる。現在、ILC 免許を取得できるのは実質的にユタ州のみである。
- 3) この国法信託銀行免許では、預金の受入れ等、銀行持株会社法において銀行と定義されるような業務を行ってはならないことになっている。
- 4) 中本 (2011) は CRA に関して、1960 年代以降の人種差別是正運動を背景とするもので、「特殊アメリカの時代的産物」と述べている。

- 5) アンバンクとアンダーバンク、および次節で述べる代替金融サービスについては、大橋陽氏による一連の研究がある。紙幅の関係上、さしあたり大橋 (2014)、大橋 (2017) のみを挙げておく。
- 6) Cole and Greene (2016) , p. 1.
- 7) The Clearing House Association et al. (2021) , pp. 9-11.
- 8) Hilary, B. (2018) “Fintech out to start national bank clears one hurdle but faces more,” *American Banker*, Vol. 183, Issue 177, p. 1.
- 9) OCC (2017) , p. 3.
- 10) 前田 (2014) は、アメリカの金融機関が、リテール金融の分野において収益を確保するために様々な手数料を徴収する努力を行い、その結果、金融機関にとって非金利収入が重要な収益源になったことを明らかにしている。
- 11) AFS は、フリンジ・バンキングともいわれる。
- 12) アンバンクおよびアンダーバンクは、年収の約 10% を手数料や利息として AFS を提供する業者に支払っており、これは食費を超える額であるとされる。2012 年にアンバンクおよびアンダーバンクが、AFS を利用するために支払った手数料と利息の合計は 890 億ドルに上る (OIG, 2014, p. 2)。
- 13) AFS に対する各州の規制および、AFS の「大きな問い」については大橋 (2014) を参照。
- 14) 「銀行の砂漠」は、生鮮食料品等の入手が困難になることや、そうした地域を指す「食の砂漠」(food deserts) の概念を銀行のサービスに当てはめたものである。現在のところ「銀行の砂漠」の厳密な定義は存在しないとされているが、人口が集中する地域から 10 マイル以内に銀行の支店がない地域とするものが多いようである (Friedline et al., 2021, p. 33; Richardson et al., 2017, p. 3)。
- 15) 空間空白仮説については Smith et al. (2008)、AFS を提供する業者の立地に関する研究のサーベ
イは Dunham (2020) を参照。
- 16) また、銀行の支店数の減少は、物理的な拠点の存在を前提とした CRA の見直しを迫る議論にもつながっている。この点については、Zuluaga (2019) を参照。他方で、物理的な距離を強調しすぎると、デジタル・チャネルの普及を過小評価してしまうという批判もある。詳細は、Dante, H., Carrion, V. and Mondres, T. (2021) “The Real Story on Bank Branch Closures,” *ABA Banking Journal*, April 6.
(<https://bankingjournal.aba.com/2021/04/the-real-story-on-bank-branch-closures/>) を参照。
- 17) Hearing on “Banking Innovation or Regulatory Evasion? Exploring Trends in Financial Institution Charters” before the U.S. House of Representatives Committee on Financial Services, Subcommittee on Consumer Protection and Financial Institutions, April 15, 2021.
(<https://financialservices.house.gov/events/eventsingle.aspx?EventID=407533>)
- 18) USPS の業務範囲は、2006 年の郵便改革法において郵便サービス等に限定されているため、新たな業務を行うためには議会による立法措置が必要となる。USPS に対して、どのような業務の権限を与えるのかについては、各提案によって幅がある。これまで議会に提出された法案等の概要については、一般財団法人ゆうちょ財団 (2021)、pp. 16-19 を参照。
- 19) ここでは資産が 100 億ドル以下の銀行を指している。
- 20) Miller, M. (2016) “Postal Banking Didn’t in 1910 and It Won’t Now,” *American Banker*, Vol. 181, Issue F358, p. 1.
- 21) Dayen, D. (2021) “USPS Begins Postal Banking Pilot Program,” *The American Prospect*,

October 4. (<https://prospect.org/economy/usps-begins-postal-banking-pilot-program/>)

22) 郵便局は、手数料として一律 5.95 ドルを徴収する。

23) Polo, R., Hannah, L. (2021) “The Postal Service’s tiny check-cashing test sparks a big reaction,” *American Banker*, Vol. 186, Issue 192, pp. 4-5.

【参考文献】

一般財団法人ゆうちょ財団 (2021) 「個人金融に関する外国調査：XI. アメリカ合衆国」、pp. 1-45。

(<https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/America-1.pdf>)

大橋陽 (2014) 「フリンジバンキングの市場と規制：ペイデイローンの『大きな問い』をめぐる」『証券経済学会年報』第 49 巻、pp. 67-82。

—— (2017) 「二分化された金融：低所得層の金融アクセスとフリンジ・バンキング」谷口明丈・須藤功 (編著) 『現代アメリカ経済史：「問題大国」の出現』有斐閣、pp. 258-286。

小関隆志 (2020) 「世界と日本の金融排除・金融包摂の動向」『大原社会問題研究所雑誌』第 738 号、pp. 3-18。

高山浩二 (2021) 「フィンテック企業の銀行業参入と既存金融機関のデジタル化」『西南学院大学商学論集』第 68 巻第 1・2 号、pp. 89-122。

中本悟 (2011) 「アメリカにおける地域開発と金融に関する覚え書き：CRA 成立の背景と意義」『季刊経済研究』第 33 巻第 3・4 号、pp. 27-41。

前田真一郎 (2014) 『米国リテール金融の研究：消費者信用の歴史的発展過程』日本評論社。

Baradaran, M. (2014) “It’s Time for Postal Banking,” *Harvard Law Review Forum*, Vol. 127: 165, pp. 165-175.

—— (2015) *How the Other Half Banks: Exclusion,*

Exploitation, and the Threat to Democracy, Harvard University Press.

Beck, T. (2020) “Fintech and Financial Inclusion: Opportunities and Pitfalls,” ADBI Working Paper Series, July 2020, pp. 1-21.

(<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/623276/adbi-wp1165.pdf>)

Cole, A., Greene, C. (2016) “Financial Inclusion and Consumer Payment Choice,” Federal Reserve Bank of Boston Research Data Report No. 16-5, pp. 1-33.

Dunham, I. (2020) “Landscapes of Financial Exclusion: Alternative Financial Service Providers and the Dual Financial Service Delivery System,” *Business and Society Review*, Vol. 124, Issue 3, pp. 365-383.

Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC) (2018) “FDIC National Survey of Unbanked and Underbanked Households,” October 2018, pp. 1-88.

(<https://www.fdic.gov/analysis/household-survey/2017/2017report.pdf>)

—— (2020) “How America Banks: Household Use of Banking and Financial Service,” October 2020, pp. 1-76.

(<https://www.fdic.gov/analysis/household-survey/2019report.pdf>)

Friedline, T., Wedel, X., Peterson, N., and Pawar, A. (2021) “Postal Banking: How the United States Postal Service can Partner on Public Options,” Poverty Solutions at the University of Michigan, May 2021, pp. 1-35.

(<https://poverty.umich.edu/files/2021/05/PovertySolutions-Postal-Banking-PolicyBrief.pdf>)

Imerman, M., Fabozzi, F. (2020) “A Conceptual Framework for Fintech Innovation,” February 5.

- (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3543810)
- Maniff, J., Marsh, B. (2017) “Banking on Distributed Ledger Technology: Can It Help Banks Address Financial Inclusion?,” Federal Reserve Bank of Kansas City *Economic Review*, Third Quarter 2017, pp. 53-77.
- Office of Inspector General (OIG) (2014) “Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved,” January 27, pp. 1-27.
(https://www.uspsioig.gov/sites/default/files/document-library-files/2015/rarc-wp-14-007_0.pdf)
- Office of the Comptroller of the Currency (OCC) (2017) “OCC Summary of Comments and Explanatory Statement: Special Purpose National Bank Charters for Financial Technology Companies,” March 2017, pp. 1-15.
(<https://www.occ.gov/topics/supervision-and-examination/responsible-innovation/summary-explanatory-statement-fintech-charters.pdf>)
- Philippon, T. (2016) “The FinTech Opportunity,” NBER Working Papers 22476, pp. 1-24.
- Richardson, J., Mitchell, B., Franco, J. and Xu, Y. (2017) “Bank Branch Closures From 2008-2016: Unequal Impact in America’s Heartland,” NCRC, May 8, pp. 1-11.
(https://ncrc.org/wp-content/uploads/2017/05/NCRC_Branch_Deserts_Research_Memo_050517_2.pdf)
- Servon, L. (2017) *The Underbanking of America: How the New Middle Class*, Houghton Mifflin Harcourt.
- Smith, T., Smith, M. and Wackes, J. (2008) “Alternative Financial Service Providers and the Spatial Void Hypothesis,” *Regional Science and Urban Economics*, Vol. 38, Issue 3, pp. 205-227.
- The Clearing House Association, American Bankers Association, Consumer Bankers Association, Credit Union National Association, Mid-Sized Bank Coalition of America, and National Bankers Association (2021) “Delivering Financial Products and Services to the Unbanked and Underbanked in the United States - Challenges and Opportunities,” May 2021, pp. 1-51.
(https://www.theclearinghouse.org/-/media/new/tch/documents/advocacy/tch_unbanked_report_may_2021.pdf)
- United States Government Accountability Office (GAO) (2021) “U.S. Postal Service Primer: Answers to Key Questions about Reform Issues,” GAO-21-479SP, September 2021, pp. 1-41.
(<https://www.gao.gov/assets/gao-21-479sp.pdf>)
- Zuluaga, D. (2019) “The Community Reinvestment Act in the Age of Fintech and Bank Competition,” CATO INSTITUTE Policy Analysis, No. 875, pp. 1-26.
(<https://www.cato.org/sites/cato.org/files/pubs/pdf/pa-857-updated-2.pdf>)

たかやま こうじ

1981年、愛媛県生まれ。

2004年3月和歌山大学経済学部卒業、2009年3月大阪市立大学大学院経営学研究科後期博士課程修了。博士（商学）。九州産業大学商学部講師・准教授を経て2020年4月より現職。

【主要論文】

「フィンテック企業の銀行業参入と既存の金融機関のデジタル化」『西南学院大学商学論集』第68巻第1・2号、2021年12月

「アメリカ消費者信用の発展と勤労者貸付機関の盛衰」『商経論叢』（九州産業大学）第52巻第3号、2011年10月

「世紀転換期の消費者信用とモリス・プラン：勤労者貸付機関の誕生とその意義」『経営研究』（大阪市立大学）第61巻第2号、2010年8月
